

〔団体の概要〕(NGO/NPO用)

団 体 名	九州水環境ネットワーク		
所在地	〒861-4115 熊本市川尻 3-19-8 TEL: 096-357-0767 FAX: 096-357-0767 E-mail: yuzioka@mocha.ocn.ne.jp		
ホームページ			
設立年月	1992 年 11 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	広松 伝 (柳川水の会)	担当者	岡 裕二
組 織	スタッフ 名 (内 専従 名)	事務所 あり・なし	
	会員制度 (あり・なし) 正会員 名 (内訳: 個人 名 / 団体・法人 名) 賛助会員 名 (内訳: 個人 名 / 団体・法人 名) その他会員 名		
設立の経緯	九州水環境ネットワークは、平成 5 年に草加市で開催された第一回全国水環境交流会を機に、その時参加した九州の 27 団体を母体として、水環境のあり方を考える産・官・学・野 (市民) のゆるやかな交流体として機能しています。毎年、九州のいずれかの場所で九州水環境交流会を開催し、そのときどきの問題やそれぞれの地域が抱える問題を議論してまいりました。		
団体の目的	よりよい水環境づくりのために、水環境について広分野のテーマを総合的にとらえ、情報と人のネットワークを形成し、水環境に関わっている様々な分野の人たちの複合的な交流の場をつくり、地域固有の問題や課題など環境問題の解決や共通の目標に向けての合意形成を図ることによって水環境の保全および創造をしていくことを目的としています。		
団体の活動 プロフィール	九州水環境ネットワークは、ネットのハブとして機能しているため、交流会開催などの実際の実務は、地域の実行委員会などが行う。 ●九州水環境交流会 平成 5 年 第 1 回 緑川 (熊本県熊本市川尻) 平成 6 年 第 2 回 緑川 (熊本県矢部町): 台風にて中止 平成 7 年 第 3 回 筑後川 (大分県日田市) 平成 8 年 第 4 回 大野川 (大分県竹田市) 平成 9 年 第 5 回 矢部川 (福岡県柳川市) 平成 10 年 第 6 回 川内川 (鹿児島県大口市) 平成 11 年 第 7 回 五ヶ瀬川/北川 (宮崎県北川町) 平成 12 年 第 8 回 開催地準備不足のため中止 平成 13 年 第 9 回 筑後川 (福岡県久留米市): 全国水環境交流会九州大会と共催 ●その他 ・九州各流域で行われている E ポート大会 (流域交流などを目的としたポート大会) ・環有明交流会等の共催 等		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	円	

団体・企業名	九州水環境ネットワーク	担当者名 岡 裕二
--------	-------------	--------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	森林の持続可能な開発および林産物の供給と利用を行うための総合的な施策の立案と展開		
政策の分野	番号	① ④	・ 持続可能な資源循環型の社会経済制度、地域社会・組織の構築 (大量生産、大量消費型社会経済の見直し) ・ 資源の有効利用、省エネルギー、LCA ・ 森林、緑地、海岸、里地、里山、湿地、身近な自然の管理と利用 ・ 自然再生・復元
政策の手段	番号	② ④	・ 法律に基づくか否かを問わない各種制度 ・ 補助金、助成金、課徴金、基金、融資など国などが企業や NGO/NPO 等の活動を支援または政策誘導する経済的措置

① 政策の目的

森林保全のための流域の取り組みを展開するとともに林業の構造改革を促進することにより環境の保全を行う

② 提言を行うこととなった背景および現状の問題点

これまで、漁業や農業、林業などは、業を営む上で、海や農地や山林を生産の場としてしか見ていませんでした。その生産の場の中では、いかに効率良く、生産性を上げていくかに力点がおかれていました。その結果、すべてがそうだとは言いませんが、先人が大切に守ってきた生産現場の自然環境を痛めつけ、現在の状況を生み出したのではないかと思います。

今、市民の自然環境に対する考え方や価値観が変化し、地球的規模の考え方からも変化が求められています。

森林をはじめとする自然環境は、すべての生物を育んでいるのであって、人間のためだけにあるのではないということを再認識し、自然環境の前に人間は、その保全の為に全力をつくさなければならない義務を担っていると思われます。

その上で、森林の保護と保全を図りつつ、業の場としての森林の持続可能な開発および林産物の供給と利用を進めていくことが求められています。

③政策の概要

①人工林を育成・持続していくための人員の積算

森林・林業の振興は、その背景にある地域の疲弊の現状があり、中山間地および山村の振興とセットで語らなければ森林を守るにしても木材を資源として活用するにしてもそこに人が住んでいなければその実効性に疑問が残ります。

そのためにも健全な人工林を育成・持続していくための人員の積算を行なう必要があります。

②再生可能なエネルギー資源として活用（脱林業）

森林を木材の供給という本来の業としての場としてだけ考えるだけでなく、森林を再生可能な資源の場として考えるならば、以前がそうであったように再生可能なエネルギー資源として活用していくことを積極的に研究し、実行すべきと思います。

たとえば、木質バイオマスによる地域発電や木質ペレットによる燃料化を積極的に研究し、社会的実験をおこないながら、その実用化と普及を図ります。

③木材流通システムの構造改革

流域単位で林業家から大工までによる木材流通と利用の一貫したシステムを構築し、商品としてだけでなく製品としての流域ブランドもしくは地域ブランドを確立します。

④流域単位の森林再生アクションプログラムづくり

流域は、水の循環の最小の単位であり、一つのまとまりとして考えられます。

熊本県の緑川流域で行なわれていた「漁民の森づくり」活動などはその典型で、すなわち、森を保全することは、海の保全まで広がり、流域全体の自然環境の保全へとつながるとともに上下流の住民の連携も視野に広がります。

加えて言うならば、流域の連携から発展し、流域間の連携までできてはじめて脊梁の保全ができると思われます。

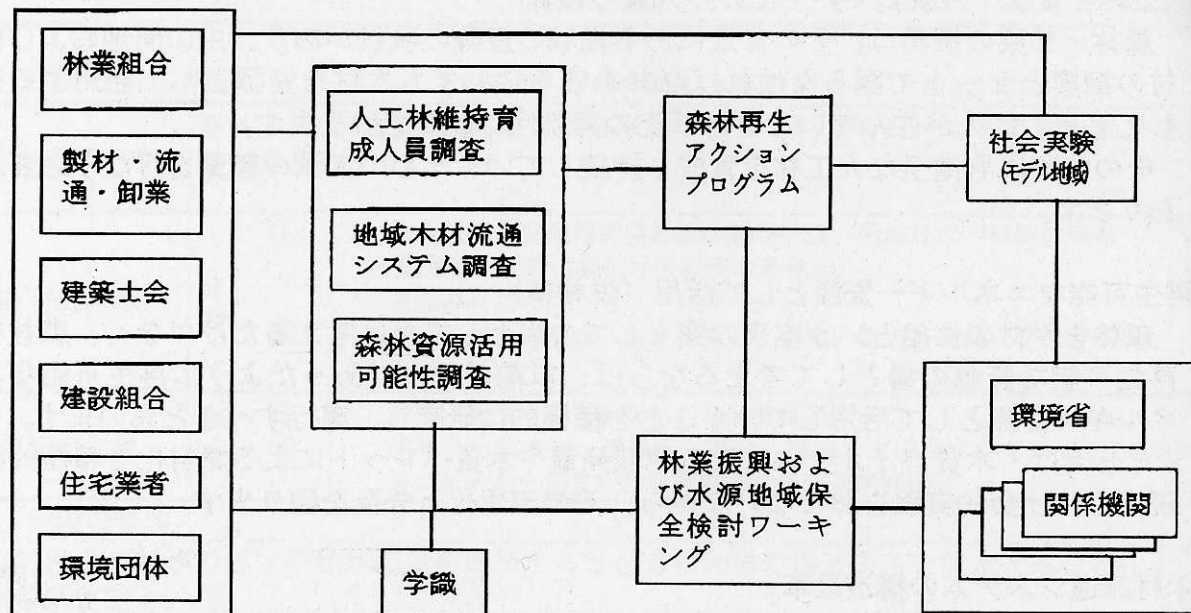
そのためにも流域単位の森林保全・林業家支援・人材育成・環境教育などのアクションプログラムづくりが必要となってきます。

⑤林業振興や森林の保全の為の省庁間の連携による施策

建築基準法や消防法等の改定により、建築材としての木材が都市部の建築物に使用されにくくなっている現状から、建築物等における木材使用率を定めるなど半強制的にでも木材利用を図るとともに建築材以外の利用を研究していく必要があります。

加えて、木の持つ良さ、環境への貢献などを日常的に市民に広報していくことも必要になってきます。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

林業振興に係るすべての団体・機関および関係機関と環境系および地域振興に係る団体

⑥ 政策の実施により期待される効果

人工林保全のための人員の確保
 脱林業と再生可能な資源としての木材の見直し
 流域環境ひいては河川および海の環境の改善
 複雑な木材流通の構造改革
 省庁間の連携による環境の保全

⑦ パンフレット等添付資料名